

地域密着型サービス事業所開設者 様  
基準該当サービス事業所開設者

伊那市長 白鳥 孝

平成30年度介護職員処遇改善加算実績報告について（通知）

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、介護職員処遇改善加算について、厚生労働省から発出された「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成30年3月22日付け老発0322第2号)の記の8により、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出することとされています。

つきましては、平成30年度に介護職員処遇改善加算を算定した事業者は、下記により実績報告書を提出してください。

なお、介護予防訪問介護、介護予防通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業につきましても提出が必要ですので御留意ください。

記

1 提出書類

(1) 介護職員処遇改善加算実績報告書 確認書（別紙様式1-2）

(2) 介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式3及び添付資料1～3）

ア 伊那市指定事業所一覧表（添付資料1）

伊那市が指定する事業所について記入。対象となる事業所が1か所のみであっても提出が必要です。

イ 長野県内の指定権者別一覧表（添付書類2）

県内で指定権者の圏域を超えて所在する事業所を一括して提出する場合に添付。県内の指定権者ごと記入。該当がない場合は添付不要です。

ウ 都道府県状況一覧表（添付書類3）

他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合に添付。都道府県ごと記入。該当がない場合は添付不要です。

(3) 介護職員処遇改善加算に係る職員別賃金改善額等計算シート（別紙様式5）

（原則としてこの計算シートを使用してください。）

2 提出書類掲載場所

次の伊那市公式ホームページ上に、提出書類様式等を掲載しています。

○伊那市ホームページ掲載URL

「トップページ」→「医療・健康・福祉」→「高齢者福祉」→「介護保険（事業者のみなさんへ）」→「介護職員処遇改善加算実績報告について」

[http://www.inacity.jp/iryo\\_kenko\\_fukushi/josei\\_koreisha/kaigohoken\\_jigyosha/kaigo\\_keikaku.html](http://www.inacity.jp/iryo_kenko_fukushi/josei_koreisha/kaigohoken_jigyosha/kaigo_keikaku.html)

### 3 提出部数

1 部

### 4 提出期限

令和元年 7 月 3 1 日（水）

### 5 提出先

伊那市下新田 3 0 5 0 番地  
伊那市役所 保健福祉部 高齢者福祉課

### 6 留意事項

- (1) 提出が必須となる「介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式 3）」、「介護職員処遇改善加算に係る職員別賃金改善額等計算シート（別紙様式 5）」については、1 つのエクセルファイルにタブ区切りでまとめています。
- (2) 作成にあたっては、「介護職員処遇改善加算に係る職員別賃金改善額等計算シート（別紙様式 5）」から記載いただくことで、「介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式 3）」の記載項目に自動入力される項目がありますのでご活用ください。
- (3) 「介護職員処遇改善加算に係る職員別賃金改善額等計算シート」の記載にあたっては、法人単位でご提出いただく場合、事業所ごとに作成するのではなく、法人として加算を配分する対象職員を全て記載してください。（事業所名の記載は不要です。）  
また、対象職員が多い場合、適宜行を追加して記載してください。数ページに及ぶ場合、合計欄が最後のページとなるよう作成してください。（ページごとの合計額は不要です。）

### 7 その他

- (1) 長野県国民健康保険団体連合会が毎月送付する「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」により、各事業所・施設の加算受給額（利用者負担 1 割を含む。）を確認できます。また、お知らせに記載されている〇月審査分については、〇月の前月請求に係るものとなっています。  
（例：4 月審査分 → 3 月請求分を 4 月に審査したという意味です。）
- (2) 請求漏れ、エラー等の理由により、賃金改善実施期間の終期までに支払うことができなかった場合、翌年度の実績報告の加算受給額に含めてください。

〒396-8617 長野県伊那市下新田 3050 番地  
伊那市 保健福祉部 社会福祉課 高齢者係  
（担当）松澤 健  
電 話：0265-78-4111（内線 2312）  
F A X：0265-78-5778  
E-mail：fuk@inacity.jp（課宛）

「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及様式例の提示について」（平成30年3月22日付け老発0322第2号）（抜粋）

## 8 賃金改善の実績報告

加算を取得した介護サービス事業者等は、算定基準第4号イ（4）の規定に基づき、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、次に掲げる事項を含めた別紙様式3（複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）が、介護職員処遇改善計画書を2（4）の特例に基づき届け出た場合は、別紙様式3の添付書類1、添付書類2及び添付書類3のうち、当該介護職員処遇改善計画書の届出の際に提出した添付書類に対応するものを含む。）の介護職員処遇改善実績報告書を提出し、2年間保存することとする。その際、次の三aの積算の根拠となる資料を添付することとする。

一 賃金改善実施期間（別紙様式3の②）

二 加算の総額（別紙様式3の③）

三 賃金改善所要額（別紙様式3の④）

各介護サービス事業所等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額（aの額からbの額を差し引いた額をいう。）であって、二の額以上の額を記載する。

a 介護職員に支給した賃金の総額

b 初めて加算を取得した月の属する年度の前年度の賃金の総額（交付金を取得していた場合には、交付金による賃金改善の部分を除く。）

四 実施した賃金改善に係る賃金項目及び方法（別紙様式3の⑦）

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。

ただし、事務の簡素化の観点から、加算（Ⅱ）を取得していた介護サービス事業者等であって、加算（Ⅰ）を取得する場合には、上記二及び三に掲げる事項について、以下の二及び三に掲げる記載事項を代わりに記載することも可能とする。

二 加算の総額（別紙様式3の⑤）

加算（Ⅰ）による算定額から加算（Ⅱ）による算定額を差し引いた額

三 賃金改善所要額（別紙様式3の⑥）

各介護サービス事業所等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額（aの額からbの額を差し引いた額をいう。）であって、二の額以上の額を記載する。

a 介護職員に支給した賃金総額

b 初めて加算（Ⅰ）を取得した月の属する年度の前年度の賃金の総額（加算（Ⅱ）を取得し実施された賃金改善額を含む。）